

北里大学大学院医療系研究科論文博士の学位に関する取扱内規

平成 14 年 2 月 28 日	制定
平成 17 年 3 月 24 日	改正
平成 17 年 11 月 24 日	改正
平成 18 年 1 月 26 日	改正
平成 18 年 3 月 24 日	改正
平成 18 年 9 月 28 日	改正
平成 19 年 5 月 24 日	改正
平成 19 年 6 月 28 日	改正
平成 20 年 12 月 25 日	改正
平成 21 年 10 月 1 日	改正
平成 24 年 9 月 27 日	改正
平成 25 年 4 月 25 日	改正
平成 28 年 2 月 25 日	改正
平成 29 年 10 月 26 日	改正
2020 年 9 月 24 日	改正
2022 年 10 月 20 日	改正

(趣旨)

第 1 条 北里大学大学院医療系研究科における論文博士の学位に関する取扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。ただし、研究科委員会は、必要に応じ、特例を定めることができる。

(申請資格)

第 2 条 北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）第 3 条第 2 項の規定により学位の授与を申請できる者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 学位規程第 5 条第 1 項第 2 号に規定する研究歴（基礎医学においては 5 年以上、臨床医学においては 7 年以上）を有し、次の各項目の一に該当する者
 - ア 大学における修業年限 6 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を卒業した者
 - イ 修士の学位を有する者
 - ウ その他、前各項目と同等以上の学力があると認められた者

- (2) 学位規程第 9 条第 1 項第 2 号に規定する外国語試験に合格した者

2 前項第 1 号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学における修業年限 6 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を卒業後又は修士課程修了後に大学院に在学した者は、その在学した期間
- (2) 大学の専任職員として研究に従事した期間
- (3) 研究科委員会が認めた高度の研究機関において専任職員として研究に従事した

期間

(4) 研究科委員会が前号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

ア 筆頭著者として学術論文を発表した年から継続して基礎医学においては5年以上、臨床医学においては7年以上の研究活動を行っており、その間に学会発表又は論文発表をしているものとする。

イ 研究活動は、所属する職域においてその職責を逸脱することなく行われたものであることを、所属する職域の管理責任者（病院の場合は所属する部長、学部の場合は所属する系部長等）が認定し、機関長が証明したものとす。

(申請条件審査の申請)

第3条 学位規程第3条第2項により学位の授与を申請しようとする者は、本研究科指導教授を経て研究科長に次の書類を提出し、申請条件の審査を受けなければならない。

(1) 学位申請条件審査願 1通

(2) 論文要旨（和文2000字以内） 6通

(3) 論文目録 6通

(4) 上記目録記載の論文別冊（主学術論文1編、副学術論文4編） 各1通

ア 主学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、筆頭著者で英文とする。

イ 副学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文又は症例報告とし、主学術論文と関連のある研究内容のものが望ましい。なお、副学術論文4編のうち2編は、準原著論文、総説及び研究報告書に代えることができる。

ウ 別冊は写しでも可とする。なお、別冊の提出が期限までに間に合わない場合は、論文原稿に掲載証明書又はそれに代わるものを添付するものとする。

(5) 同意書（主学術論文の共著者） 1通

(6) 履歴書 1通

(7) 研究歴証明書（所属する機関の長が発行したもの） 1通

(8) 本研究科指導教授の推薦状 1通

(9) 研究指導者又は所属長の推薦状（申請者が学外者の場合のみ） 1通

(10) 戸籍抄本（外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書） 1通

(11) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1通（本研究科修士課程修了者は不要）

(12) 外国語試験合格証 1通

(13) 学位論文予備審査願提出用紙（本研究科事務室控） 1通

2 上記のほか、学位規程第7条第2項により資料の提出を求めることができる。

(申請条件審査)

第4条 教育委員会は、学位の授与の申請に係る外国語試験及び研究歴の確認を行い、提出された書類に不備のないことを確認し、申請条件審査を行う。

(申請条件審査の結果判定)

第5条 研究科委員会は、教育委員会からの申請条件審査の結果報告を基に判定を行い、

その判定結果を申請者に通知する。

(学位授与の申請)

第6条 前条の申請条件審査の結果判定により受理された者が、学位の授与を申請する場合は、その通知後3ヶ月以内に本研究科指導教授を経て研究科長に次の書類を提出するものとする。

(1) 学位申請書 1通

(2) 学位論文 6通

ア 学位論文は、主学術論文を中心に今回の研究の背景、目的、その方法論及び結果とその解析結果を考察し、論理的にまとめ、将来展望を述べたものとし、和文又は英文とする。

(3) 論文別冊(主学術論文1編、副学術論文4編) 各5通

ア 主学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、筆頭著者で英文とする。

イ 副学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文又は症例報告とし、主学術論文と関連のある研究内容のものが望ましい。なお、副学術論文4編のうち2編は、準原著論文、総説及び研究報告書に代えることができる。

ウ 別冊は写しでも可とする。なお、別冊の提出が期限までに間に合わない場合は、論文原稿に掲載証明書又はそれに代わるものを添付するものとする。

(4) 申請条件審査結果通知書 1通

(5) 北里大学リポジトリ登録申請・公開許諾書 1通

2 学位の授与を申請する者は、前項に定めるもののほか、次の論文審査料を添えて提出するものとする。

(1) 本研究科、本学医学部、医療衛生学部、大学病院、北里研究所病院及び北里大学メディカルセンターの専任の在職者 30万円

(2) 上記以外の本法人の専任の在職者 50万円

(3) 本研究科、本学医学部及び医療衛生学部の非常勤講師(ただし、複数の年度において、それぞれ半期10コマ以上の講義・演習・実習を担当した者) 50万円

(4) 本研究科、本学医学部、医療衛生学部、大学病院、東病院、北里研究所病院及び北里大学メディカルセンター並びに連携大学院に専任として2年以上在職したことのある者 50万円

(5) 本研究科研究生 50万円

(6) 本学卒業生及び本大学院修士課程修了者並びに本研究科博士課程に3年以上在籍し、講義及び演習の単位を取得し得た者 70万円

(7) 学外者 120万円

(審査委員会)

第7条 学位規程第7条により提出された学位論文に関する審査委員会の委員は、7月(前期論文博士)又は12月(後期論文博士)の研究科委員会において選出する。

- 2 審査委員会は、主査1人、副査3人をもって構成する。
- 3 指導教員は、審査委員会の委員にはならないものとする。ただし、当該分野が特殊である等の事情により、学位論文審査に支障があると研究科委員会が認めたときは、この限りではない。
- 4 学位の授与を申請する者の親族は、審査委員会の委員にはならないものとする。
- 5 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定に基づき、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等をもって審査委員会の委員に充てることができる。
- 6 研究科委員会は、審査委員会の委員の氏名を公開するものとする。

(学位論文の審査)

第8条 審査委員会は、提出された学位論文の審査を、前期論文博士は9月上旬、後期論文博士は1月下旬までに終了する。

(最終試験)

第9条 審査委員会は、公開論文発表会において学位論文を中心に口頭試問を行い、最終試験とする。

(学位論文・最終試験の審査報告)

第10条 審査委員会は、学位規程第9条により報告書を作成し、委員全員の承認を経て研究科委員会に提出する。

(判定)

第11条 学位規程第11条により学位論文・最終試験の可否の判定は、前期論文博士は9月下旬、後期論文博士は2月下旬に行う。

(提出書類)

第12条 提出書類は、所定の用紙を用い、主査を経て研究科長に提出する。

(学位論文の公表)

第13条 本研究科で博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、北里大学リポジトリにより行うものとする。

(やむを得ない事由の取扱い)

第14条 学位論文をインターネット上で公表するのにやむを得ない事由がある場合は、本研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

- 2 前項の規定による要約は、論文の全体がわかるものとし、できる限り多くの本文を公表するものとする。

(学位論文提出有資格者の退学の取扱い)

第15条 学位規程第4条による学位論文提出の資格を有して退学した者については、退学した年から4年以内に学位の授与を申請した場合は、第2条の申請資格に係る審査を免除することができる。なお、退学した年から1年以内に学位の授与を申請した場合に限

り、第6条第2項に規定する論文審査料を免除することができる。

(この内規の改廃)

第16条 この内規の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て、研究科委員会において決定する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2020-06775号）

この内規は、2021年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-08787号）

1 この内規は、2022年10月20日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第15条(学位論文提出有資格者の退学の取扱い)の規定は、

2022年度入学者及び在学者から適用する。